

第二百四号議案

東京都建築安全条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都建築安全条例の一部を改正する条例

東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「第七条第一項」を「第七条」に、「令第三百三十六條の二に定める技術的基準に適合する」を「壁、柱、床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備（令第三百三十六條の二第一号イの外壁開口部設備をいう。以下同じ。）について知事が定めた構造方法を用いる」に改める。

第七条第二号中「令第三百三十六條の二に定める技術的基準に適合する」を「壁、柱、床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備について知事が定めた構造方法を用いる」に改める。

第七条の三第二項中「超える建築物は耐火建築物」の下に「又は壁、柱、床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備が令第三百三十六條の二第一号イ若しくは口に定める技術的基準に適合するもので、法第六十一条の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもの」を加え、「令第三百三十六條の二に規定する技術的基準に適合する建築物」を「壁、柱、床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備が令第三百三十六條の二第一号イ若しくは口、第二号イ若しくは口若しくは第五号に定める技術的基準に適合するもので、法第六十一条の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもの」に改め、同項ただし書中「次の各号のいずれかに該当するもの」を「門又は扉で、高さ二メートル以下のもの又は建築物（木造建築物等を除く。）に附属するものについて」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「又は大規模の模様替を」を「、大規模の模様替又は用途を変更」に改める。

第八条第一項中「第一百二十二条第十三項第二号」を「第一百二十二条第十八項第二号」に改め、同項第一号中「第一百二十二条第九項ただし書」を「第一百二十二条第十項ただし書」に改め、同条第三項中「法又は」を「法若しくは」に改め、「建築物」の下に「又は壁、柱、床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備が令第三百三十六条の二第一号口若しくは第二号口に定める技術的基準に適合する建築物であつて、法第六十一条の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもの」を加える。

第八条の三中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第八条の四中「第十条の五」を「第十条の五第一項」に、「第三十八条」を「第三十八条第一項」に、「は耐火建築物と、」を「又は令第三百三十六条の二第一号に規定する建築物で、主要構造部が同号イに定める技術的基準に適合し、かつ、外壁開口部設備が同号イただし書に該当するものは耐火建築物と、法第八十六条の四の規定により」に、「は準耐火建築物」を「又は令第三百三十六条の二第二号に規定する建築物で、主要構造部が同号イに定める技術的基準に適合し、かつ、外壁開口部設備が同条第一号イただし書に該当するものは準耐火建築物」に改める。

第八条の六中「第十条の四第一項」の下に「、第十条の四の二」を加える。

第八条の十九第二項を削る。

第十条の四の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（避難階における直通階段からの出口等）」を付し、同条第一項第三号中「第三項」を「第四項」に改め、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する特殊建築物で、階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のものに設ける同項第二号の廊下その他の通路の区画については、次の各号に掲げる通路の区分に応じ、当該各号に定めるものとすることができる。

一 三階又は地下二階以下の階を第九条第八号又は第九号（入所する者の寝室があるものに限る。）に掲げる用途に供する建築物に設ける通路 当該通路と屋内の他の部分とを間仕切壁又は法第二条第九号の二口に定める防火設備で令第一百二十二条第十八項第二号に定めるもの（居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを

設けた建築物にあつては、当該防火設備又は同条第十一項ただし書に定める十分間防火設備）で区画すること。

二 三階又は地下二階以下の階を第九条第五号又は第九号（入所する者の寝室があるものを除く。）に掲げる用途に供する建築物に設ける通路 当該通路と屋内の他の部分とを間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で令第百十二条第十八項第二号に定めるもので区画すること。

第十条の四の次に次の一条を加える。

第十条の四の二 三階を第九条第二号に掲げる用途に供する特殊建築物で、階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のもの（第八条第一項及び第三項に規定する建築物を除く。）については、第八条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「耐火構造の壁」とあるのは「間仕切壁」と、「法第二条第九号の二口に定める防火設備」とあるのは「戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）」と読み替えるものとする。

第十条の五中「第百十二条第十三項第二号」を「第百十二条第十八項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 次に掲げる基準に適合する建築物については、前項の規定は適用しない。

一 主要構造部が令第百十条第一号に定める技術的基準に適合する建築物で、法第二十七条第一項の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

二 外壁の開口部のうち令第百十条の二各号に掲げるものに、令第百九条に規定する防火設備（その構造が令第百十条の三に定める技術的基準に適合するもので、法第二十七条第一項の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けたもの

第二十一条第一項第一号中「第百十二条第二項」を「第百十二条第三項」に改める。

第二十五条第一号、第二十九条第二項第三号及び第三十条第一項中「第百十二条第十三項第二号」を「第百十二条第十八項第二号」に改める。

第三十八条中「第百十二条第十三項第二号」を「第百十二条第十八項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 次に掲げる基準に適合する建築物については、前項本文の規定は適用しない。

一 主要構造部が令第一百十条第一号に定める技術的基準に適合する建築物で、法第二十七条第一項の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

二 外壁の開口部のうち令第一百十条の二各号に掲げるものに、令第九十九条に規定する防火設備（その構造が令第一百十条の三に定める技術的基準に適合するもので、法第二十七条第一項の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けたもの

第四十一条第二項中「第一百十二条第十三項第二号」を「第一百十二条第十八項第二号」に改める。

第四十九条及び第五十条第一項中「第一百十二条第十三項」を「第一百十二条第十八項」に改める。

第五十一条第一号中「第一百十二条第十三項第二号」を「第一百十二条第十八項第二号」に改め、同条第四号中「すべて」を「全て」に改める。

第七十三条の九中「第一百十二条第十三項第二号」を「第一百十二条第十八項第二号」に改める。

第七十三条の十第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第六号及び同条第二項中「第一百十二条第十三項第二号」を「第一百十二条第十八項第二号」に改める。

第七十三条の十六中「第一百十二条第十三項第二号」を「第一百十二条第十八項第二号」に改める。

第七十三条の十七第一項第一号中「第一百十二条第十三項第二号」を「第一百十二条第十八項第二号」に改め、同項第四号中「けあげ」を「蹴上げ」に改める。

第七十四条中「第一百十二条第十四項又は第十五項」を「第一百十二条第十九項又は第二十項」に、「第一百十二条第九項」を「第一百十二条第十項」に改める。

第八十三条第一項中「同条第三項」の下に「又は第十条の四の二」を加え、「第十条の五」を「第十条の五第一項」に、「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第三十号）の施行による建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の改正を踏まえ、建築物の耐火性能等に関する規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。